

広島県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成三十年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗原長江線

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
尾道市栗原町字岡ヶ迫六三二番一地从先から 尾道市栗原町字東組六八一一番六地从先まで	新	旧	新	旧	新	旧	幅員減少 (不用物件延長四一・七メートル)
	二二・〇〇〇 一三・〇〇〇	二二・〇〇〇 二五・一〇〇	二二・〇〇〇 一八二・六〇〇	二四・九〇〇 二四・九〇〇	四一・七〇〇	四一・七〇〇	
尾道市栗原町字東組六八一一番六地从先から 尾道市栗原町字鉄谷七二二六番一地从先まで	新	旧	新	旧	新	旧	幅員減少 (不用物件延長二四・九メートル)
	二二・〇〇〇 一三・一〇〇	二四・九〇〇 七四・〇〇〇	一八二・六〇〇 三三・八〇〇	一八二・六〇〇 一四・九〇〇	一七二・六〇〇	一七二・六〇〇	
尾道市栗原町字余斗七二二番一地从先から 尾道市長江三丁目七一八六番四地先まで	新	旧	新	旧	新	旧	幅員減少 (不用物件延長三六〇・七メートル)
	二二・六〇〇 四五・六〇〇	二二・六〇〇 六六・九〇〇	一八二・六〇〇 三三・八〇〇	一七二・六〇〇 一四・九〇〇	一七二・六〇〇	一七二・六〇〇	

尾道市長江三丁目一三三二番一地从先から 尾道市長江三丁目一三三二番一地从先まで		尾道市長江三丁目一三三二番一地从先から 尾道市長江三丁目一三三二番一地从先まで	
新	旧	新	旧
一四・八〇 一八・八〇	一四・八〇 一三・七〇	一五・三〇 一二・〇〇	一五・七〇 一二・〇〇
一〇・八〇	一〇・八〇	一三・二〇	一三・二〇
幅員減少 (不用物件延 長一〇・八メ ートル)		幅員減少 (不用物件延 長一三・二メ ートル)	